

## 熊本県農業制度金融運営会議設置運営要領細則

(趣旨)

第1条 この細則は、熊本県農業制度金融運営会議設置運営要領（以下「要領」という。）第7条の規定に基づき、運営会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(資金の審査及び決裁の区分)

第2条 運営会議に付議する資金及び決裁の区分は次のとおりとするが、会長が認める案件については、運営会議の審査を省略することができる。ただし、大家畜経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、大家畜・養豚特別支援資金、畜産経営維持緊急支援資金及び畜産経営改善緊急支援資金（以下「畜産特別資金」という。）を除く。

- (1) 運営会議で審査し、農林水産部長が決裁する資金  
農業近代化資金（一分共同で貸付額が5千万円を超えるもの）
- (2) 事前検討会議を経て運営会議で審査し、政策審議監が決裁する資金  
畜産特別資金
- (3) 運営会議で審査し、団体支援課長が決裁する資金  
農業近代化資金（一分共同で貸付額が5千万円以下のもの）

(運営会議の開催方法等)

第3条 運営会議は、必要に応じ、随時開催できるものとする。

- 2 委員の代理出席は、これを妨げないものとする。
- 3 運営会議は、審査等の内容に応じ、委員以外の団体支援課等関係職員を出席させ、意見を求めることができる。
- 4 運営会議は、審査等の内容に応じ、関係部局の持ち回り又は書面により開催することができる。
- 5 運営会議は、審査等の内容に応じ、委員又は委員所属の実務担当者等で構成する事前検討会議を開催することができる。
- 6 運営会議は、必要に応じ、各広域本部(地域振興局)及び県央広域本部(熊本農政事務所)農業制度金融審査会(以下「審査会」という。)と事前協議のうえ、同審査会に意見を述べることができる。
- 7 運営会議は、必要に応じ、審査会と事前協議のうえ、運営会議構成員又はその所属職員を審査会に出席させることができる。

(畜産特別資金に係る運営会議の開催方法等)

第4条 畜産特別資金の審査に当たっては、事前検討会議を開催するものとする。

- 2 事前検討会議は、必要に応じ、経営改善計画協議及び現地調査を行うものとする。
- 3 事前検討会議は、前項の結果を取りまとめのうえ、運営会議に報告するものとする。
- 4 畜産特別資金の審査に係る運営会議は、次の委員の出席により開催するものとし、団体支援課審議員が会長職務を代理する。  
県中央会・連合会農政・営農支援センター所長、県基金協会業務部長、畜産協会事務局長、農林中金熊本支店次長(営業第一班)及び畜産課長

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年6月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年5月17日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成23年5月11日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成25年10月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年（2020年）4月30日から施行し、令和2年（2020年）4月1日から適用する。